

廃室発第 13 号
平成 27 年 4 月 15 日

原子力規制委員会 原子力規制庁
原子力災害対策・核物質防護課長
荒木 真一 殿

日本原子力発電株式会社
執行役員 廃止措置プロジェクト推進室
山内 豊

東海発電所原子力事業者防災業務計画の補正について（連絡）

平成 27 年 3 月 27 日付け東安防発第 10 号にて届け出ました「東海発電所原子力事業者防災業務計画」につきましては、ひたちなか西警察署の名称変更及び茨城町通報連絡先変更に伴い、添付資料のとおり補正しますのでご連絡いたします。

なお、本件連絡後は、補正後の内容に従って原子力防災関係業務を遂行することといたします。

以 上

添付資料

東海発電所原子力事業者防災業務計画、読替表

東海発電所 原子力事業者防災業務計画読替表 (1/4)

読 替 前	読 替 後	備考
また、原子力防災管理者は、茨城県、東海村及び関係周辺市町村が行うオフサイトセンター運営要領の作成に協力する。 (2) 原子力防災管理者は、地方公共団体から放射線防護に関する教育講師派遣その他原子力防災知識の啓発に関する要請があったときには、協力する。 (3) 原子力防災管理者は、茨城県、東海村及び関係周辺市町村の住民避難計画等の作成に協力する。 (4) 原子力防災管理者は、茨城県知事及び東海村長から、原災法第 31 条に基づく業務の報告を求められた場合は、その業務について報告を行う。 (5) 原子力防災管理者は、茨城県知事及び東海村長から、原災法第 32 条に基づく事業所の立入り検査を求められた場合は、その立入り検査について対応を行う。 (6) 原子力防災管理者は、茨城県が整備する環境放射線テレメータシステムへ環境放射線データ及び放出源情報等を提供するための設備等を整備・維持する。 3. 防災関係機関等との連携 (1) 原子力防災管理者は、発電所と関係のある防災関係機関等（茨城県警察本部、ひたちなか・東海広域事務組合消防本部、ひたちなか西警察署、茨城海上保安部その他関係機関）とは、平常時から協調し、原子力防災情報の収集・提供等、相互連携を図る。 (2) 原子力防災管理者は、従業員の初期被ばく医療の受け入れ医療機関から放射線管理教育の実施について、協力要請があったときには、場所の提供、講師派遣等の支援を行う。 4. 原子力緊急事態支援組織の体制及び運用 (1) 廃止措置プロジェクト推進室長は、別表 2-30 に定める原子力緊急事態支援組織の支援を要請すべき事態が発生した場合に備え、平常時から当該支援組織との連携を図っておく。 (2) 廃止措置プロジェクト推進室長は、別表 2-30 に定める原子力緊急事態支援組織が保有する資機材、訓練計画・訓練場所・訓練頻度・訓練内容等組織の管理・運営に見直しの必要が生じた場合は、当該組織を管理・運営する機関と都度必要な協議を行う。 (3) 原子力防災管理者は、原子力緊急事態支援組織の支援を要する事態の発生に備え、平常時からロボット等必要な資機材の操作を行うための要員を育成しておく。 第9節 事業所外運搬中における原子力災害事前対策 1. 資機材の整備 原子力防災管理者は、発電所が輸送物の安全に責任を有する別表 2-31 に掲げ	また、原子力防災管理者は、茨城県、東海村及び関係周辺市町村が行うオフサイトセンター運営要領の作成に協力する。 (2) 原子力防災管理者は、地方公共団体から放射線防護に関する教育講師派遣その他原子力防災知識の啓発に関する要請があったときには、協力する。 (3) 原子力防災管理者は、茨城県、東海村及び関係周辺市町村の住民避難計画等の作成に協力する。 (4) 原子力防災管理者は、茨城県知事及び東海村長から、原災法第 31 条に基づく業務の報告を求められた場合は、その業務について報告を行う。 (5) 原子力防災管理者は、茨城県知事及び東海村長から、原災法第 32 条に基づく事業所の立入り検査を求められた場合は、その立入り検査について対応を行う。 (6) 原子力防災管理者は、茨城県が整備する環境放射線テレメータシステムへ環境放射線データ及び放出源情報等を提供するための設備等を整備・維持する。 3. 防災関係機関等との連携 (1) 原子力防災管理者は、発電所と関係のある防災関係機関等（茨城県警察本部、ひたちなか・東海広域事務組合消防本部、ひたちなか警察署、茨城海上保安部その他関係機関）とは、平常時から協調し、原子力防災情報の収集・提供等、相互連携を図る。 (2) 原子力防災管理者は、従業員の初期被ばく医療の受け入れ医療機関から放射線管理教育の実施について、協力要請があったときには、場所の提供、講師派遣等の支援を行う。 4. 原子力緊急事態支援組織の体制及び運用 (1) 廃止措置プロジェクト推進室長は、別表 2-30 に定める原子力緊急事態支援組織の支援を要請すべき事態が発生した場合に備え、平常時から当該支援組織との連携を図っておく。 (2) 廃止措置プロジェクト推進室長は、別表 2-30 に定める原子力緊急事態支援組織が保有する資機材、訓練計画・訓練場所・訓練頻度・訓練内容等組織の管理・運営に見直しの必要が生じた場合は、当該組織を管理・運営する機関と都度必要な協議を行う。 (3) 原子力防災管理者は、原子力緊急事態支援組織の支援を要する事態の発生に備え、平常時からロボット等必要な資機材の操作を行うための要員を育成しておく。 第9節 事業所外運搬中における原子力災害事前対策 1. 資機材の整備 原子力防災管理者は、発電所が輸送物の安全に責任を有する別表 2-31 に掲げ	ひたちなか西警察署名称変更

東海発電所 原子力事業者防災業務計画読替表 (2 / 4)

[illegible]

東海発電所 原子力事業者防災業務計画読替表 (3/4)

読 替 前	読 替 後	備考
別図2-9-2 対外通報先—原災法第10条第1項に基づく通報(報告)経路— (発電所内での事象発生) 原子力防災管理者 【太字】は原災法第10条1項に基づく連絡先 【太字】は防災基本計画に基づく連絡先 — 電話 --- FAX	別図2-9-2 対外通報先—原災法第10条第1項に基づく通報(報告)経路— (発電所内での事象発生) 原子力防災管理者 【太字】は原災法第10条1項に基づく連絡先 【太字】は防災基本計画に基づく連絡先 — 電話 --- FAX	ひたちなか西警察署名称変更 茨城町通報連絡先変更

東海発電所 原子力事業者防災業務計画読替表 (4/4)

読 替 前	読 替 後	備考
別図2-9-4 対外通報先—原災法第10条第1項に基づく通報後の報告（連絡）経路— （発電所内での事象発生） 原子力防災管理者 太字は原災法第10条1項に基づく通報先 底字は防災基本計画に基づく連絡先 — 電話 — FAX	別図2-9-4 対外通報先—原災法第10条第1項に基づく通報後の報告（連絡）経路— （発電所内での事象発生） 原子力防災管理者 太字は原災法第10条1項に基づく通報先 底字は防災基本計画に基づく連絡先 — 電話 — FAX	ひたちなか西警察署名称変更 茨城町通報連絡先変更